:基幹施設 (3ヶ所) :特別区域施設(3ヶ所)

:自社回収破壊施設(3ヶ所)

フロン類 平成17年度回収・破壊体制の概要/実績について

平成18年7月14日 自動車再資源化協力機構

1. 指定引取場所及び破壊施設

指定引取場所及び破壊施設は、地域性・物流効率化・経済性等を考慮のうえ、以下の分類により設置した。
・・・・・・・《右記配置図参照》

施設分類	施設の位置づけ及び選定要件	破壊施設	
①基幹施設	<施設の位置づけ>	〇日曹金属化学(株)	
	国内で回収するカーエアコン用フロン類の	会津工場(福島県)	
	大半を処理出来る充分な能力を有する大型		
	破壊施設	〇旭硝子(株)	
	<選定要件>	千葉工場(千葉県)	
	・破壊受入処理能力が200トン/年以上で		
	あること	〇イネオスケミカル(株)	
	・競争力のある処理コスト	三原製造所(広島県)	
②特別区域施設 (北海道、沖縄、奄美諸 島 含む鹿児島)	 <施設の位置づけ>	〇早来工営(株)	
	へ応設の位置 フロク フロン類回収業者から基幹施設に大型ボンベ	札幌工場(北海道)	
	等を運搬するとした場合、相対的に多くの		
		〇サツマ酸素工業(株) (鹿児島県)	
	│ 日数を必要とする地域を担当する破壊施設 │ │ <選定要件>		
	・上記の支障が解消可能な施設であること	〇沖縄県フロン回収・処理	
	・競争力のある処理コスト	事業協同組合 (沖縄県)	
	<施設の位置づけ>	(大) フェール (性)	
	フロン類破壊業者が、自らフロン類回収業者	〇カースチール(株) (群馬県)	
	として回収したフロン類の場合、他施設への		
	運搬は効率的でないことから、当該業者に		
③自社回収破壊施設	おいて破壊処理を行う施設(取扱台数が一定	〇ハリタ金属(株)(富山県)	
	以上であることが前提)		
	<選定要件>	│○(株)伸生 (大阪府) │	
	・フロン類の回収台数が6000台/年以上で		
	あること		
	・フロン類の運搬のための費用が発生しない		
	こと		
	・競争力のある処理コスト		

2. フロン類の運搬

指定引取場所までの運搬については、フロン回収破壊法と同様に、フロン類回収業者が提携運搬会社のヤマト運輸(株)に運賃着払いにて運搬の委託を行う簡便な方式を利用することが可能。

※ ヤマト運輸(株)の運搬委託を利用しない場合、フロン類回収業者が自らまたは他の運搬業者への 委託することにより、指定引取場所に運搬する。



伸 生

サツマ酸素工業

<u>1. フロン類引取・破壊 実績</u>		引取台数	破壊量
引取・破壊実績		2, 115, 119台	680, 023Kg
(05年4月~06年3月)総計			
(破壊施設実績)	早来工営(株)	103, 242台	30, 972Kg
	日曹金属化学(株)	620, 962台	198, 396Kg
	旭硝子(株)	395, 394台	129, 997Kg
	イネオスケミカル(株)	885, 199台	285, 822Kg
	サツマ酸素工業(株)	28, 418台	8, 719Kg
	沖縄県フロン回収・処理事業協同組合	35, 460台	8, 794Kg
	カースチール(株)	18, 384台	6, 975Kg
	ハリタ金属(株)	12, 448台	4, 301Kg
	(株)伸生	15, 612台	6, 047Kg